

「学生と社会人の関係性創出事業」業務委託 に係るプロポーザル募集要項

「学生と社会人の関係性創出事業」の委託に関し、次のとおり受託事業者を募集する。

1 募集趣旨

本事業は、広く市内の大学生と市内で働く社会人が主体的に関わる機会を提供するとともに、協働する中で、地域で働く意味を相互に学び、地域への愛着形成を促すことにより、中長期的に京都の豊かな関係人口を醸成するものである。

そのため、受託事業者は大学・学生のまち京都の特性を十分理解し市内大学や学生支援機関との連携が必要となると同時に、京都市内で就業する社会人との接点として、企業、NPO、経済団体、地域金融機関等との幅広い連携が必要である。

加えて参加する個人の主体性を向上させ、参加者間の関係構築のためのコーチング、ファシリテーション等極めて専門的な能力が求められる。

以上より、市内関係機関との連携の可能性、参加者の主体性や関係性向上に資する手法など価格以外の要素を総合的に審査する必要があるため、プロポーザル方式により、契約の相手方を選定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

4 委託金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

5 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者であること。

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者であること。
- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き1年以上、当該業務を営んでいること。
- エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。
- (3) 共同事業による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員が、上記(1)又は(2)の要件を満たすこと。
- イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
- ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
- エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

6 提出資料

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) プロポーザル参加申込書【第1号様式】 | 1部 |
| (2) 提案書【任意様式】 | 4部 |
| (3) 見積書【第2号様式】及び見積明細書【任意様式】 | 4部 (原本は1部で可) |
| (4) 個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書【第3号様式】 | 1部 |

なお、「5 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下(5)から(9)の書類を、「5 参加資格」(3)に該当する参加希望者は、以下(10)の書類を合わせて提出すること。

- (5) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)
- (6) 「5 参加資格」(2)エ、オを証明する納税証明書(オについては、京都市内に事業所等が所在する場合、若しくは固定資産を所有する場合のみ)
- (7) 調査同意書(水道料金・下水道使用料)【第4号様式】
- (8) 「5 参加資格」(2)キを証明する免許等の写し
- (9) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第5号様式】
- (10) 共同事業体協定書【任意様式】

※ 共同事業による応募にあって、「5 参加資格」(1)の要件を満たさない構成員については、上記(5)～(9)の書類を提出すること。

7 提出資料に関する補足

- ・ 「6 提出資料」(1)、(3)、(4)、(7)及び(9)の様式は、別添の様式を利用すること（第1～5号様式）。
- ・ 「6 提出資料」(2)については、自由様式とする。ただし、大きさはA4サイズとすること。内容については、別紙「仕様書」に記載する業務内容に係る提案のほか、本業務の遂行に当たっての人員等の実施体制（必要に応じて従事者の経歴等も含めること）、類似業務の受託実績（契約期間、業務内容、受託金額）が分かる資料及び会社概要を合わせて提出すること。
- ・ 「6 提出資料」(3)は、間接経費も含め、各事業に係る費用の内訳が分かるようになること。
- ・ 「6 提出資料」(5)及び(6)は、発行年月日が提出前3箇月以内のものを提出すること。なお、写しでの提出も可とする。
- ・ 「6 提出資料」(6)のうち、「5 参加資格」(2)エを証明する納税証明書については、法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」を提出すること。

8 提出期限、提出先等

(1) 期限

令和7年6月2日（月）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」の宛先へ、書面を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(3) 注意事項等

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。

ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、京都市の承諾を得た場合以外は認めない。

エ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。

9 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」のメールアドレスに送付すること（質問の受付は、令和7年5月26日（月）午後5時まで。電話不可）。

質問に対する回答については、令和7年5月27日（火）を目途に、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

10 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する

審査委員会（総合企画局人口戦略室長、住むなら京都推進課長、京都創生係長の3名で構成）が審査を行う。

採点に当たっては、「11 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が180点（300点満点）に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

11 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、採点結果が同点の場合は見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

＜採点項目＞

評価項目	配点	評価のポイント
提案内容	60点 (各10点)	<ul style="list-style-type: none">・京都市の抱える人口問題の本質を理解し、多様な主体を巻き込み公民連携で地域の学生をサポートし、地域とのつながり、愛着を促進する企画構成となっているか。・大学生・高校生（以下、学生）の参加のための工夫（募集・選抜方法、研修、メンタリング等）がなされているか。・学生向けの効果的な広報手段が検討されているか。・事業の効果を高める社会人の参加のための工夫（募集・選抜方法、研修、メンタリング等）がなされているか。・地域の企業・社会人等向けの効果的な広報手法が検討されているか。・本事業が翌年以降にさらに拡大するとしたとき、どのような展開や継続の工夫ができるかについての検討状況。
知識・ネットワーク	10点	<ul style="list-style-type: none">・市内大学や学生支援機関、企業、NPO、経済団体、地域金融機関等と本事業について連携が期待できるか。
業務遂行能力	20点 (各10点)	<ul style="list-style-type: none">・遅滞なく事業を遂行するための実施体制や京都市との連携・協議体制が適切に構築されているか。・業務遂行者をはじめとするスタッフの関連業務（イベント企画、人材開発、事務局運営 等）の能力は十分か。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none">・以下の式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×(全受託希望者の中の最低提案価格)/(受託希望者の提案価格)

12 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者に通知するとともに、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先

京都市 総合企画局 人口戦略室 住むなら京都推進担当（担当：伊藤、木村）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

電 話：075-222-3037 メール：sosei-senryaku@city.kyoto.lg.jp